

廿日市市公共交通協議会規約（案）

（目的及び設置）

第1条 廿日市市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、廿日市市及びその周辺の地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するために廿日市市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を広島県廿日市市下平良一丁目11番1号廿日市市役所内に置く。

（事業及び協議事項）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長1名及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は、廿日市市長が任命する委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等が組織する団体の代表
- (6) 鉄道事業者
- (7) 港湾管理者

- (8) 道路管理者
 - (9) 廿日市警察署長又はその指名する者
 - (10) 学識経験を有する者
 - (11) 地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 2 市長は必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に次掲げる者を委員として加えることができる。
- (1) 自家用有償旅客運送者
 - (2) その他協議会の運営上必要と認められる者
- 3 委員に支障があるときは、委員が指名する代理人を、協議会に出席させることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員に任命又は委嘱されたときにおける前条第1項及び第2項に掲げる身分を失った場合は、その職を失う。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は会議の決定により公開しないことができる。
- (1) 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(地域協議会)

第10条 会長は、別表に定める各地域において、当該地域を対象とした路線に係る生活交通の確保等についての協議を行うため、必要に応じ協議会に地域協議会を置くことができる。

- 2 地域協議会が協議した内容は協議会に諮り決定する。

(地域協議会の協議事項)

第11条 地域協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 当該地域における公共交通の路線、時刻、停車場所等に関する事項
 - (2) 当該地域協議会の運営方法その他当該地域協議会が必要と認める事項
- (地域協議会の任期)

第12条 地域協議会の委員の任期は、第7条各項によるものとする。

(地域協議会の構成員)

第13条 地域協議会の構成員は、第6条各項によるものとし、各地域の実情に精通した委員で構成する。

- 2 委員に支障があるときは、同条第3項によることとする。

(分科会)

第14条 会長は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第15条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議をするため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、廿日市市建設部交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 前項に定める職のほか、必要に応じ事務局に担当課長を置くことができる。
- 5 前2項に定める職は、会長が定めた者をもって充てる。
- 6 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第17条 協議会の運営及び事業の執行に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てることができる。

(監査)

第18条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第19条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則
この規約は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

附 則
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 5 年 月 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

地域名	地域の範囲
廿日市地域	旧廿日市市
佐伯地域	旧佐伯町
吉和地域	旧吉和村
大野地域	旧大野町
宮島地域	旧宮島町

※ 地域の範囲は、平成 15 年 3 月 1 日の合併以前の旧市町村区域をいう。